

日本におけるデジタルプラットフォームと競争法

神戸大学
泉水文雄

概要

- (1)日本の独占禁止法は、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法、企業結合を規制している。本報告は、私的独占と不公正な取引方法を中心に取り上げる。
- (2)公取委等は、最近、この問題について報告書を公表している。公取委 CPRC報告書（2017）、経産省・公取委・総務省の有識者会議中間報告（案）（2018）等がある。
- (3)公取委の調査事件には、企業結合、排他条件付取引、MFN条項等がある。アマゾンに対する事例（MFN条項）、アップルに対する調査（スマートフォンに係る契約）がある。
- (4)しかし、当事者から出された問題解消措置等により調査が終了する事例が多く、本格的な分析がなされた事例は乏しく、課題が多い。

独占禁止法

私的独占（2条5項、3条）

不当な取引制限（2条6項、3条）

不公正な取引方法（2条9項、19条）

企業結合（9条から18条）

独占禁止法

学説および公取委の報告書等は、デジタルプラットフォームの行為が、私的独占、不公正な取引方法、企業結合に該当するための判断基準を検討している。

報告書では、いわゆるデジタル・カルテルに対する不当な取引制限該当性も取り上げられている。

もっとも、以下で紹介する事件のほとんどは、不公正な取引方法または私的独占違反の疑いで審査が開始され、不公正な取引方法に違反するおそれあるとされ、事業者から是正措置が申し出られて、審査が終了している。

公取委等の報告書

公取委の競争政策研究センター(CPRC)が「データと競争政策に関する検討会」の報告書を公表した（2017年6月）

<https://www.jftc.go.jp/cprc/conference/index.html>（日本語）

<https://www.jftc.go.jp/en/pressreleases/yearly-2017/June/170606.html>（英語）

経済産業省、公正取引委員会、総務省の「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」が、中間論点整理(案)を公表した（2017年11月）。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/nov/181105_1.html（日本語のみ）

12月4日まで、パブコメに付されていた。同検討会は、11月28日にアップルとグーグルに対してヒアリングを行った。

報告書は12月中に公表され、英語版もだされると期待される。

事件

2011年6月：DeNAに対する排除措置命令

2017年6月：アマゾンジャパンに対する調査が終了（Amazonマーケットプレイス - 同等性条項）

2017年8月：アマゾン・サービスズ・インターナショナル・インクに対する調査が終了（電子書籍関連契約-同等性条項）

2018年3月：アマゾンジャパンに対して対する調査開始（審査中-優越的地位濫用）

2018年5月：みんなのペットオンラインに対する審査が終了（排他条件付取引）

2018年7月：アップルジャパンに対する審査が終了（iPhoneの拘束条件付取引）

2017年10月：Airbnbに対する調査が終了

2018年8月：アップルジャパンに対する調査が報道される（審査中？-ゲームプラスの取引妨害？）

企業結合

KADOKAWAとドワンゴの企業結合（2016）

垂直型結合（有料動画配信事業とコンテンツ事業）において、市場シェアが低い等から、独禁法上の問題はないとされた。

プラットフォームの企業結合について、市場画定、反競争効果、効率性の判断が正面から問題になった事例はない。

ただし、公取委が、垂直型、混合型企業結合について、審査し、反競争効果の懸念が表明され、問題解消措置が取られた事例は増えている。

競争者に対する取引妨害

DeNAに対する排除措置命令事件（2011）

携帯電話を利用したゲームのプラットフォームが、ゲーム開発者に対して他のプラットフォームへのゲームの提供を制限した。公取委は、これが競争者に対する取引妨害（一般指定14項）に該当する不公正な取引方法だとした。

排他条件付取引

みんなのペットオンライン事件（2018）

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/may/180523.html>

ペットのブリーダーの仲介プラットフォームが、他のプラットフォームに情報を掲載しないことを求めた。プラットフォームが、改善措置を自発的に講じるとの申し出を行い、排他条件付取引（一般指定11項）の審査を終了した。

エアビーアンドビー（2018）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/oct/181010_10.html

民泊サービス仲介プラットフォームが、他のプラットフォームへの民泊サービスの情報の掲載を制限していた。プラットフォームが、改善措置を自発的に講じるとの申し出を行い、私的独占（2条5項）、排他条件付取引（一般指定11項）の審査を終了した。

MFN条項、同等性条項

アマゾンジャパンの調査終了事件（Amazonマーケットプレイス、2017）

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170601.html>

アマゾン・サービスズ・インターナショナル・インクの調査終了（電子書籍
関連契約、2017）

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/aug/170815.html>

アマゾンジャパン等が、出品者に対して、MFN条項、同等性条項を課した。
当該行為を自発的にやめるとの申し出を行い、公取委は、拘束条件付取引
（一般指定12項）の審査を終了した。

公取委は、審査終了の報道発表において、上記条項に対する考え方を公表し
ている。しかし、学説等では、その評価について議論がなされている。

拘束条件付取引

アップルジャパン審査終了事件（2018）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/jul/180711_01.html

アップルジャパンが、MNO 3社等に対して、iPhoneを購入する利用者に提供する端末購入補助金を支払う義務を課したこと等が問題とされた。公取委は、アップルから契約の一部を改定するとの申出が独禁法違反の疑いが解消されるものと認められたこと等から、審査を終了した。

優越的地位の濫用

アマゾンジャパン立入調査（審査中、2018）

アマゾンジャパンが、値引き分の一部を負担するよう求めたほか、販売システムの更新や利便性向上のためとの名目で、取引先に販売額の数%から数十%の負担を求めたと報道されている。

競争者に対する取引妨害？

アップルジャパンに対する調査の報道（審査中？）

ヤフーが、従来提供していた「ゲームプラス」というゲーム配信サービスを停止したことについて、アップルが、ヤフーに対して取引妨害を行ったとして公取委が調査しているという報道がなされた（日本経済新聞2018年8月16日）。

報道では、公取委は情報を収集しているが、調査は難航しているという。

不公正な取引方法による規制の 現状と課題

公取委は、DeNA事件を除き、審査を終了し、排除措置命令ださなかった。
公取委は、デジタルプラットフォームに対して課徴金を課したこともない
(消費者庁が、景品表示法により課徴金を課した事例はあり)。

確約手続が施行前の状況にあり、確約手続が施行されれば(2018年12月施行)、確約手続によった事案と考えられ、排除措置命令を出さなかったと考えられる。

不公正な取引方法による規制の 現状と課題

これらは、市場画定（二面市場）、反競争効果（日本法の要件は、「競争を実質的に制限する」または「公正な競争を阻害するおそれ」）、効率性等は正面から検討していない。

私的独占等では、エンフォースメントに課徴金が用意されており、今後、私的独占の事件がでてくることが期待される。その際、排除措置命令、課徴金納付命令が出されれば、市場画定、反競争効果、効率性等をどのように分析するかが争点になることになろう。

欧州規則（案）との比較

欧州委員会は、「オンライン仲介サービスのビジネス・ユーザーを対象とする公正性・透明性の促進に関する規則（案）」（2018年4月）を公表した。この規則（案）は、B2Cのプラットフォームを想定した「オンライン仲介サービス」に対し事業者との関係で公正性・透明性の観点からの規律を課すこととしている。

中間論点整理(案)は、これらの規制の一部は、日本では、優越的地位の濫用規制により可能ではないかと指摘されている。

(参考) 「データと競争政策に関する検討会」報告書の概要

1 競争の現状

- (1) データの収集能力が商品の競争力に直結
- (2) データを巡る競争の状況

2 基本的な方向性

- 3 データの集積を伴う企業結合審査への対応 (市場について)
- 4 データの自由な収集・利用の妨害
- 5 データの共同収集・利用

(参考) 中間論点整理(案)の概要

1. デジタル・プラットフォームの意義・特性

デジタル・プラットフォームは、利用者である事業者（中小企業等）や消費者に様々なメリットをもたらす一方、ネットワーク効果等により、一部のデジタル・プラットフォームが寡占化・独占化する傾向がみられる。

2. デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点

巨大デジタル・プラットフォームに対する世界的な規制の動向を踏まえ、取引環境整備の在り方について検討する必要があるのではないか。

3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計（業法の在り方等）

プラットフォーム・ビジネスに対応できていない既存の業法について、業法の見直しの要否を個別に検討していくことが必要ではないか。

(参考) 中間論点整理(案)の概要

4. 公正性確保のための透明性の実現

取引慣行について透明性・公正性を実現するため、大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握に加え、継続的な調査・分析を行う専門組織等の創設や、透明性・公正性確保の観点からの規律の導入を検討してはどうか。

5. 公正かつ自由な競争の再定義

競争法の重要性の高まりを踏まえ、デジタル市場における公正かつ自由な競争の在り方（多面市場におけるネットワーク効果の評価、潜在的な競争相手の芽を摘むような形の企業結合等）について検討する必要があるのではないかと。

(参考) 中間論点整理(案)の概要

6. データの移転・開放ルールの検討

データポータビリティやAPI開放といったデータの移転・開放ルールの要否・その内容を検討していくべきではないか。

7. 国際の観点

デジタル・プラットフォームを巡るルールの国際的なハーモナイゼーション、域外適用の在り方や実効的な執行の在り方について検討していくべきではないか。